



ホーム	金融庁について	報道・広報	政策・審議会	法令・指針等	金融機関情報	国際関係情報	アクセス FSA (広報誌)
-----	---------	-------	--------	--------	--------	--------	----------------

ホーム > 報道発表資料 > 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき国又は地域を指定する件の一部を改正する件（案）」の公表について

ポスト

English

令和8年5月1日
(令和8年5月19日更新)

金融庁

相談・手続・採用情報

- 各種窓口のご案内
 - 金融サービス利用者相談室
 - 金融行政モニター
- 情報公開等
- パブリックコメント
- 申請・届出・照会
 - オンライン行政手続
- 入札公告等
- 採用情報

金融庁の行政相談においては、「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応について方針を定めています。

新着情報配信サービス

金融事業者一括検索機能

金融庁チャットボット (よくある質問)

金融庁ソーシャルメディアアカウント

関連リンク

金融庁金融研究センター

SFSC 証券取引等監視委員会

CPAAOB 公認会計士・監査審査会

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき国又は地域を指定する件の一部を改正する件（案）」の公表について

金融庁では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき国又は地域を指定する件の一部を改正する件（案）」を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

本件は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第10条の3及び第10条の5の規定に相当する外国の法令の規定による通知の義務が定められていない国又は地域（以下「法域」）として、金融庁長官及び財務大臣が指定する法域（注）について、各法域における法令の施行状況を踏まえ改正するものです。

本パブリックコメント終了後、所要の手続きを経て公布、適用の予定です。
具体的な内容については、別紙を御参照ください。

(注) 対象法域については、資料1を御参照ください。
また、トラベルルールについては、資料2を御参照ください。

この案について御意見がありましたら、令和8年5月31日（日曜）18時00分（必着）までに、氏名（法人その他の団体にあつては名称）、職業（法人その他の団体にあつては業種）、連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）及び理由を付記の上、郵便により下記送付先に、お寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

インターネットによる御意見は、下記e-Govウェブサイトにお寄せください。
※ 令和8年5月19日付で募集期間を令和8年5月31日（日曜）18時00分までに延長しました。

御意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあつては名称）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、（1）個人に関する情報であつて特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は（2）法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された電話番号等の個人情報は、御意見の内容に不明な点があつた際に連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合に利用します。
なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

インターネットによる御意見は[ここをクリックしてください。\(e-Govへリンク\)](#)

御意見の送付先

金融庁企画市場局総務課調査室
郵便：〒100-8967
東京都千代田区霞が関3-2-1中央合同庁舎第7号館
URL：<https://www.fsa.go.jp/>

(別紙) [犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき国又は地域を指定する件の一部を改正する件（案）](#)

(資料1) [📄 トラベルルール対象法域について](#)

(資料2) [📄 トラベルルールについて](#)

問合せ先

▶ 電話受付

受付時間：平日10時00分～17時00分

電話番号：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）

▶ ウェブサイト受付

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

企画市場局総務課調査室（庁内用3647、2757）

サイトマップ

▶ 金融庁について

- ▶ 組織
 - ▶ 大臣・副大臣・政務官
 - ▶ 金融庁の概要
 - ▶ 金融庁の改革
 - ▶ 所管の法人
 - ▶ 予算・決算
 - ▶ 政策評価
 - ▶ 採用情報

▶ 報道・広報

- ▶ 報道対応
 - ▶ 報道発表資料
 - ▶ 記者会見
 - ▶ 大臣談話等
- ▶ 広報活動
 - ▶ アクセスFSA（広報誌）
 - ▶ 白書・年次報告
 - ▶ 職員による講演等
 - ▶ 職員による寄稿等 [📄](#)
 - ▶ 利用者の方へ
 - ▶ 注意喚起情報
 - ▶ 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
 - ▶ よく閲覧されているページ

▶ 政策・審議会

- ▶ 基本方針等
 - ▶ 金融行政方針
 - ▶ 政府方針における金融庁関連の施策
- ▶ 政策テーマ・施策
 - ▶ 政策テーマ等一覧（金融行政方針との関連）
 - ▶ 政策テーマ等一覧（全体）
- ▶ 審議会・研究会等
 - ▶ 審議会・研究会等一覧
- ▶ 研究・調査
 - ▶ 金融研究センター [📄](#)

▶ 法令・指針等

- ▶ 所管法令等
 - ▶ 検査・監督の基本方針等
 - ▶ 基本方針・ディスカッションペーパー一覧
 - ▶ 監督指針・事務ガイドライン
 - ▶ 監督指針一覧
 - ▶ 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）一覧
 - ▶ 告示・ガイドライン・Q&A等
 - ▶ 告示・ガイドライン・Q&A・法令解釈事例集一覧
- ▶ 金融上の行政処分等

▶ 金融機関情報

- ▶ 全金融機関共通
- ▶ 預金取扱金融機関（銀行等）関連
- ▶ 保険会社関連
- ▶ 金融商品取引業者等関連
- ▶ 金融会社関連

▶ 国際関係情報

- ▶ 国際関係の取組み
 - ▶ 国際金融センター [📄](#)
 - ▶ 金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）
 - ▶ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への活動支援
- ▶ 国際基準設定主体等の公表資料等
 - ▶ 金融安定理事会（FSB）
 - ▶ バーゼル銀行監督委員会（BCBS）
 - ▶ 保険監督者国際機構（IAIS）
 - ▶ 証券監督者国際機構（IOSCO）
 - ▶ 金融活動作業部会（FATF）
 - ▶ その他

▶ アクセスFSA（広報誌）

▲ ページの先頭に戻る

[利用規約・免責事項/著作権](#) | [プライバシーポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [アクセス](#) | [御意見・問い合わせ](#) | [各種情報検索サービス（EDINET等）](#) | [関連リンク](#)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government（法人番号6000012010023）

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000